

29

平成 29 年度小田原市

保育所等利用の手引き

1. 保育所等を利用するにあたって

保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業（以下「保育所等」）は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないときに、保護者の方に代わって一定時間の保育を行う「お子様のため」の施設です。この申込書は、保育所等の利用のための申込書です。幼稚園や認定こども園（幼稚部）の利用申込みはできませんのでご注意ください。

保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要がありますが、小田原市では保育所等利用の申込手続きで認定申請を兼ねていますので、事前に認定の手続きをする必要はありません。

平成 29 年 4 月 1 日から小規模保育事業 4 園（(仮)下府中保育園小規模保育事業、(仮)たんぼぼ保育園小規模保育事業、小田原駅周辺小規模保育事業、豊川地区小規模保育事業）の新設を予定しています。このうち 2 園（小田原駅周辺及び豊川地区）については、2 次募集からの受付を予定しています。江之浦保育園は、平成 28 年度は休園しています。

2. 保育を必要とする事由

お子様の保護者が次の項目のどれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所等を利用することができます。

- 就労している場合（一日 4 時間以上かつ、一月 15 日以上のが最低基準）
- 妊娠中や、出産後間もない場合（出産月を挟んだ産前産後 3 か月、最長 7 か月間）
- 病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合
- 親族の方を常に介護することが必要であり、保育ができない場合
- 地震、火災などの災害の復旧にあっている場合
- 求職活動をしている場合（3 か月間）
- 就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがある場合

3. 保育所等の利用までの流れ

保育所等の利用は、月単位での利用となります。月の途中からの利用はできません。

保育所等利用申込受付

平成 29 年 4 月利用分 申込書受付期間

- ・ 1 次募集 平成 28 年 10 月 3 日（月）～ 11 月 15 日（火） 8 時 30 分～ 17 時
- ・ 2 次募集 平成 28 年 11 月 16 日（水）～ 平成 29 年 1 月 31 日（火） 8 時 30 分～ 17 時

平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月利用分 申込書提出期限

- ・ 利用希望月の前月 10 日の 17 時まで（10 日が休みの場合は翌開庁日）

育児休業明けの申込みについて

保護者が育児休業明けの場合は、復職（予定）日によって利用申込みができる月が決まります。

- ・ 1日～14日付の復職 復職月の前月1日からの利用申込みができます。
（例）5月1日復職 4月1日からの利用申込みが可能
- ・ 15日～31日付の復職 復職月の当月1日からの利用申込みができます。
（例）5月15日復職 5月1日からの利用申込みができます。

育児休業期間中に、復職を早めて利用を希望する場合は、就労証明書に「育児休業を切上げて復職する」旨の記載が必要です。

申込書受付場所

小田原市役所本庁舎 5階 緑通路 保育課 TEL：0465-33-1451

必要性の認定

保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定を受けることになります。認定の区分は、年齢や利用希望の施設によって3つに分かれます。認定証は、選考結果にかかわらず、お申込みいただいた方全員に発行されます。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	お子様が満3歳以上で、 <u>幼稚園等での教育を希望する場合</u>	幼稚園・認定こども園（幼稚部）
2号認定	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、 <u>保育所等での保育を希望する場合</u>	保育所・認定こども園（保育部）
3号認定	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、 <u>保育所等での保育を希望する場合</u>	保育所・認定こども園（保育部） 小規模保育事業

「1号認定」に該当する方は、幼稚園や認定こども園（幼稚部）に直接申込みとなります。

年度途中でお子様が満3歳を迎える場合、3号認定から2号認定に変更となりますが、満3歳を迎えた年度については、認定区分変更に伴う利用者負担額の変更はありません。

利用の選考

保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を指数化し、その指数の高い方から順に希望の保育所等の受入れできる児童数を基に、利用する保育所等を公平に判定します。

保育所等の受入枠が確保できた児童に対して「内定通知」を、受入枠を確保できなかった方には「不可の通知」を書類選考結果として郵送にて通知します。

「内定」となった方は、各施設に連絡をとっていただき、面接を行ってください。

書類選考結果通知の発送予定

- ・平成29年4月利用 1次判定・・・平成28年12月下旬頃
- ・平成29年4月利用 2次判定・・・平成29年2月下旬頃
- ・平成29年5月～平成30年3月利用分・・・利用希望月の前月の20日頃

利用の決定

保育所等との面接の結果、集団保育への参加に問題がないと確認できた場合、正式に保育所等の利用が決定します。

保育所の利用が決定した方については、小田原市から「保育の実施決定通知書」を郵送にてお送りします。認定こども園（保育部）、小規模保育事業の利用が決定した方については、施設との直接契約となります。

決定通知の発送予定

- ・平成29年4月利用 1次判定・・・平成29年1月下旬頃
- ・平成29年4月利用 2次判定・・・平成29年3月中旬頃
- ・平成29年5月～平成30年3月利用分・・・利用希望月の前月の月末

4. 「保育時間」について

保育所等の開所時間（保育所が開いている時間）は基本的に 11 時間です。利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況から、保育時間が保育の必要量によって「保育標準時間（おおむね 11 時間）」と「保育短時間（おおむね 8 時間）」のいずれかに区分され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金（保育料）が決められます。

ただし、勤務形態や通勤時間等により 8 時間の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合など、認定変更申請により保育標準時間へ変更できる場合があります。詳細については保育課へお問い合わせください。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【フルタイム】	保育標準時間	災害の復旧	保育標準時間
就労【パートタイム】	保育短時間	求職活動	保育短時間
出産	保育標準時間	就学	就労に準じて判断
病気・けが・障がい	保育標準時間	虐待・DV	保育標準時間
病人の看護等	保育標準時間	その他	状況によって判断

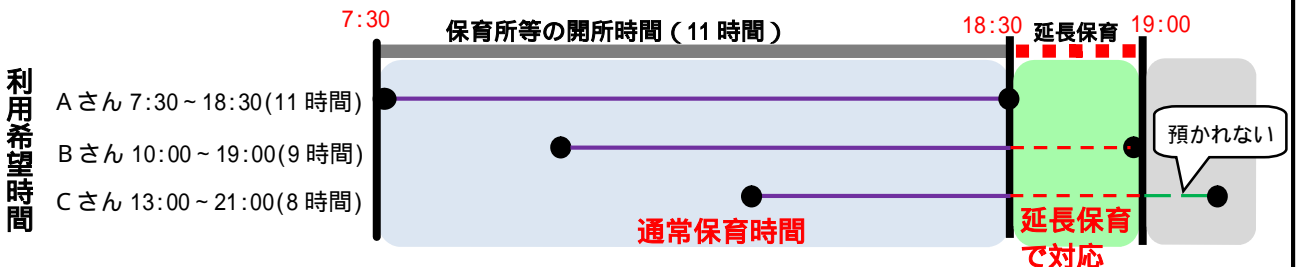
「保育の必要量の区分」は、「保育の必要性の区分」とセットで認定されます。

（例：「2号認定 - 保育標準時間」、「3号認定 - 保育短時間」）

なお、保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできませんが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできませんのでご注意ください。

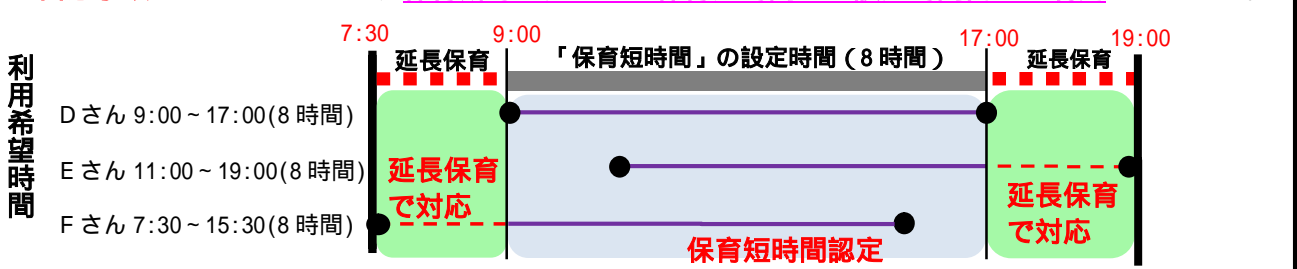
< 「保育標準時間」利用の場合 >

留意事項 利用可能時間は、**保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用**となります。



< 「保育短時間」利用の場合 >

留意事項 利用可能時間は、**保育所等が定める「保育短時間」の設定時間内での利用**となります。



この図での開所時間や、「保育短時間」の設定時間は一般的な例です。実際の時間は、園によって異なりますので、ご注意ください。

延長保育については、別途料金がかかります。延長保育実施状況は園によって異なります。また、この図は、利用希望時間と開所時間、「保育短時間」の設定時間の関係を説明したもので、実際に園を利用する場合は、好きな時間に登園してよいわけではなく、園で定めた時間までに登園する必要があります。

5. 「利用期間」について

保育開始年齢は保育所等によって異なりますので、保育所等に確認してからお申込みください。

保育所のうち、「小田原乳児園」は1歳児クラス修了までとなります。「城前寺保育園かものみや分園」は2歳児クラス修了までの利用となり、3歳児クラスからは、「城前寺保育園」の本園（曾我谷津）に通うようになります。他園を希望する場合は改めて新規申込みが必要です。

小規模保育事業については、すべての施設が2歳児クラス修了までの利用期間となりますのでご注意ください。2歳児クラス修了後、3歳児クラスから、施設ごとに設定されている連携施設に引き続き通うことができるようになります。矢作愛児園はさくら保育園、育みの家カンガルーは新玉幼稚園、(仮)下府中保育園小規模保育は下府中保育園(本園)、(仮)たんぼぼ保育園小規模保育はたんぼぼ保育園（本園）が連携施設となります。他園を希望する場合は改めて新規申込みが必要です。

次の理由で保育所等を利用した場合は、その要件が発生している期間のみ保育所をご利用できます。要件の期間が切れた場合は、他の要件が新たに発生しない限り保育所等を利用することが出来ませんので、年度の途中であっても退所していただくことになります。

「就労」の場合

就労している期間のみ保育所等を利用することができます。仕事を辞めた場合は保育所等を退所していただくことになりますのでご注意ください。

「出産」の場合

出産（予定）月を基準として出産前3か月と出産月、出産後3か月の最長7か月間、保育所等を利用することができます（利用開始月にかかわらず出産後3か月の末日までの利用となります）。

出産後、そのまま育児休業を取得する場合であっても、保育所等を継続して利用することができます。

「病気・けが・障がい」の場合

病気やけがなどの事由により保育所等を利用する場合は、医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間のみ利用することができます。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。

「病人の看護等」の場合

病人の看護等の事由により保育所等を利用する場合は、看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間のみ利用することができます。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出は不要です。

「求職中」の場合

求職活動の事由により保育所等を利用した場合は、利用期間が3か月間となります。期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、就労が決定したら速やかに就労先に就労証明書の発行を依頼してください。

「就学」の場合

就学している期間のみ保育所等を利用することができます。卒業した場合や休退学をした場合は保育所等を退所していただくことになりますのでご注意ください。

「その他」の場合

上記の事由以外で保育所等を利用する場合、保育を必要とする事由の状況に応じて判断いたします。状況により必要な提出書類が異なりますので、小田原市保育課にお問い合わせください。

7. 必要な書類について

保育所等の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、漏れのないようご注意ください。
(申込書類は、市ホームページからもダウンロードすることができます。)

1. 保育所等利用申込書

太枠の中を記入漏れのないように記入してください。ご不明なところはお問い合わせください。

2. 保育所等利用申込みチェックシート

お申込みいただく内容について、特に確認をしていただきたい内容を記載しておりますので、確認後チェックしていただき、申込書と一緒にご提出ください。

3. 保育所等利用児童健康状態調査票

お子様の病気履歴や生活状況、アレルギー等について事前に調査させていただき、保育所等での面接時に活用させていただきます。

4. 「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類をご提出ください。申込期限までに提出書類が未提出の場合、選考において不利になることがありますので、ご注意ください。

保育を必要とする事由	提出書類	備 考
就 労	就労証明書 (別添様式)	就労証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。勤務先が自営業又は事業主が親族(就労者本人を含む)、農業、漁業に従事している場合、就労証明書に地区の民生委員の証明が必要です。(民生委員が分からないときは、お問合せください。) 就労証明書の訂正には、事業主の訂正印が必要です。
出 産	母子手帳の写し	出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページの写しを提出してください。
病気・けが・障がい	診断書・障害者手帳・療育手帳	診断書には、「 の疾病のため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は診断書の提出は不要です。
病人の看護等	看護等を必要とする方の診断書・障害者手帳・療育手帳	診断書には、「看護等が必要なため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの場合は診断書の提出は不要です。
災害の復旧	り災証明書	
求職活動	ハローワークカード 雇用保険受給者資格証	すでに求職活動を実施している方で、それを証明する書類が準備できる方は提出してください。
就 学	在学証明書 就学時間の分かる書類	在学証明書は、各学校の様式のもので提出してください。カリキュラムやシラバスのような就学時間(時間割)の分かる書類を提出してください。

5. 利用者負担金(保育料)算定の基礎となる書類(転入してきた方のみ)

平成28年1月2日以降に小田原市へ転入してきた方は、保育料を算定するための資料の提出が必要です。現在同居している祖父母についても、同様の場合は提出が必要となります。

対 象 者	提出書類	備 考
平成28年1月1日時点で小田原市外に住民登録があった方	平成28年度住民税課税(非課税)証明書	平成28年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。4月分から8月分までの保育料を算出するために必要となります。
平成29年1月1日時点で小田原市外に住民登録があった方	平成29年度住民税課税(非課税)証明書	平成29年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。9月分からの保育料を算出するために必要となります。「平成29年度住民税課税(非課税)証明書」は、平成29年7月以降でないとい発行できませんので、それ以前に申込みをされる方はその時点では提出の必要はありません。

8 . 申込みにあたっての注意事項

保育所等の見学について

各施設では、お子様の保育を行っていく際に、施設ごとに特色のある保育を行っております。**保育所等の利用申込みにあたっては、事前に希望される保育所等の見学をお願いします。**

保育所等によっては指定日を設けて見学会を行ったり、園長先生が直接個別対応したりするなど、施設ごとに対応方法が異なりますので、必ず事前に希望の保育所等に連絡してから見学に行ってください。お子様の健康状態等に何か心配な点などがある場合は、受入態勢などを事前に相談してください。

施設側も保育所等の運営を行いながら「保育所見学」に対応しておりますので、園の行事（運動会や発表会など）の日程により、ご希望の日時に見学が受けられない場合があります。

「小田原市以外の保育所等」を希望される方について

小田原市以外の保育所等を希望する場合も、小田原市で利用申込みをしていただき、自治体間で協議を行います。そのため、通常の利用申込みより時間がかかります。申込みの締切日や結果通知時期、利用要件、必要書類が各市町村によって異なりますので、事前に希望先の市町村にご確認のうえ、余裕をもって申込みをしてください。

お子様が保育所等に慣れるまでの短縮保育（ならし保育）について

利用開始直後は、お子様のストレスを少なくするため、保育所等に慣れるまで短い時間の保育（ならし保育）を行い、徐々に通常の保育時間にしていきます。就労等で利用される方は、保育時間にご注意ください。ならし保育の期間は、お子様の状況によって多少の差がありますので、利用開始時に保育所等と相談してください。

家庭状況の変更に伴う報告について

利用申込み後や利用中に、以下に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに小田原市保育課及び各施設に「住所等変更届」で変更事項を届け出るようにしてください。

- (1) 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合
- (2) 出産や育児のため休業をする場合
- (3) その他家庭状況に変更があった場合（結婚、離婚等）
- (4) 利用希望のお子様の保育状況が変更になった場合（祖父母宅で見てもらおうようになった等）
- (5) 保護者が就労を辞め、「求職中」となった場合
転職により就労先が変更になった場合は、改めて就労証明書をご提出ください。
- (6) 小田原市外へ転出し、引き続き同じ保育所等を利用したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要となりますので事前にご相談ください。

長期欠席について

家庭の事情や健康状態から、1 か月以上の長期欠席をする場合は退所していただくこととなりますのでご了承ください。なお、1 か月に満たない欠席の場合は、各保育所等へ理由を申告するようお願いいたします。

退所について

家庭の事情等により保育所等を退所する場合は、退所する月の 15 日頃までに「保育の実施解除申請書」に必要事項を記入の上、小田原市保育課又は各保育所等へ提出するようにしてください。

「保育の実施解除申請書」の提出が遅れると、翌月の保育料を支払っていただくこととなりますのでご了承ください。

9. その他の保育サービスについて

一時保育事業について（全ての保育所で行っているわけではありません）

通常の保育所等の利用とは別に、保護者の方が、「就労」「就学」「通院」「買い物」「息抜き」「冠婚葬祭」などの理由で、日中にお子様を一時的に保育所に預けることができるサービスを行っている保育所があります。保育所等に直接申込みし、施設側が受入可能であれば利用できるサービスです。一時保育サービスの利用を希望する方は、各施設へご連絡ください。なお、利用にあたっては各施設で定められた利用料金が掛かります。

病児・病後児保育サービスについて

病気中や病気回復期で集団保育が困難なお子様を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、お子様にとって無理のない環境で保育するサービスを行っている施設があります。利用するには市へ事前登録が必要です。（詳しい内容は、小田原市保育課にお尋ねください。）

【病児保育サービス】

医療法人横田小児科医院 病児保育室「JAMBO!」

小田原市北ノ窪 514-1（横田小児科医院隣）

TEL：0465-34-6000 FAX：0465-34-1115

開所時間：月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分

休園日：土日祝日、年末年始、医療機関の臨時の休診日

利用定員：6名

【病後児保育サービス】

宗教法人城前寺 城前寺保育園病後児保育室「らっこ組」

小田原市曾我光海 20-1 2階（下曾我駅曾我病院側ロータリー）

TEL&FAX：0465-42-6354

開所時間：月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分

休園日：土日祝日、年末年始、城前寺保育園行事に伴う休園日

利用定員：4名

社会福祉法人宝安寺社会事業部 病後児保育室 ほうあんりすのもり

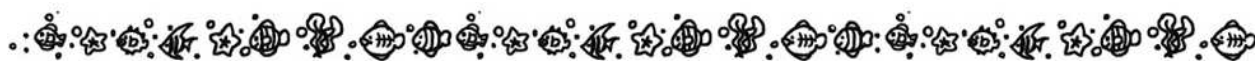
小田原市浜町 1-3-8（小田原愛児園園舎内）

TEL：080-4371-1900、FAX：0465-22-3524

開所時間：月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分

休園日：土日祝日、年末年始、小田原愛児園・小田原乳児園行事に伴う休園日

利用定員：4名



【問い合わせ先】

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市子ども青少年部 保育課 保育係（小田原市役所 5階・緑通路）

TEL：0465-33-1451 FAX：0465-33-1456